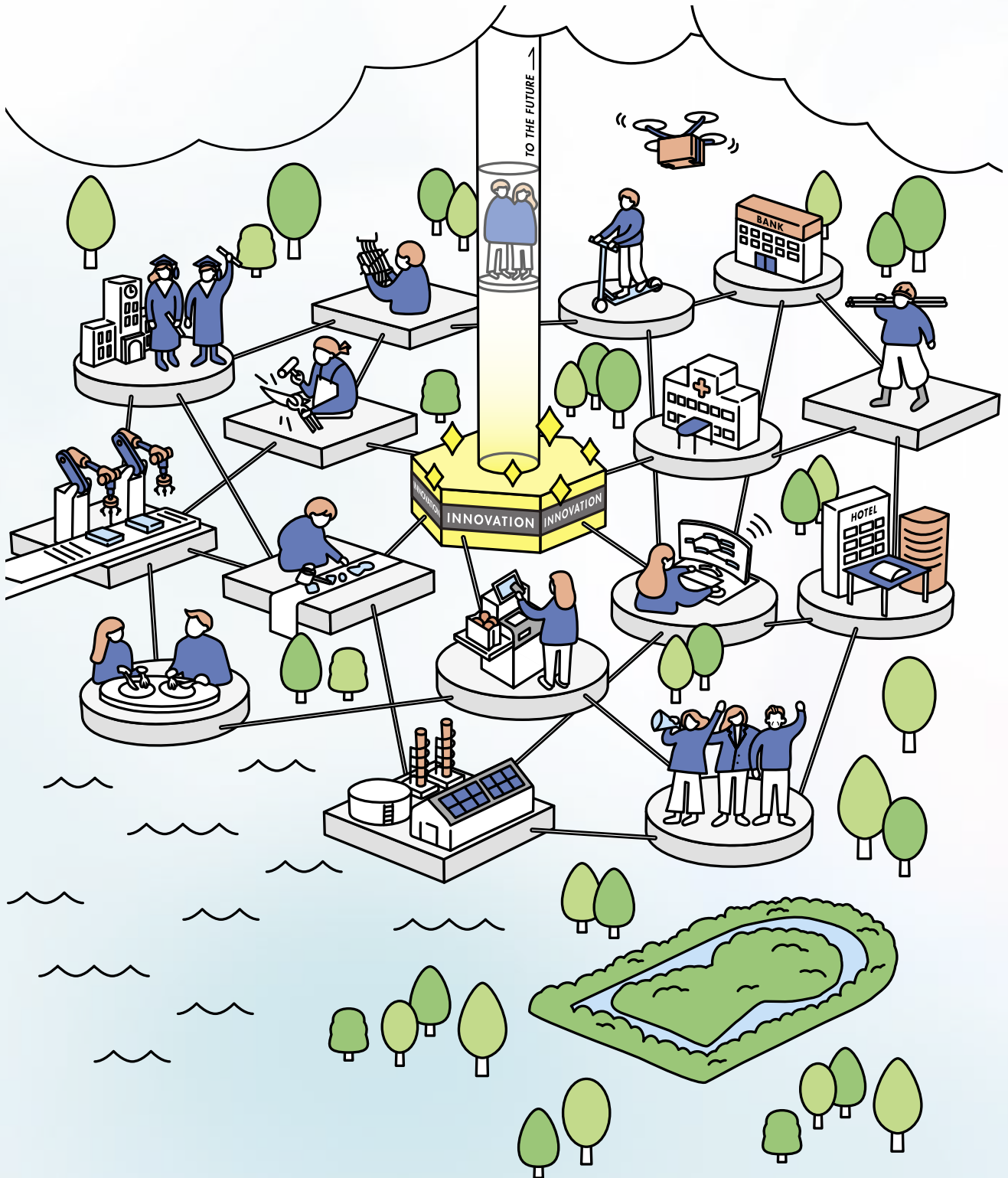


中小企業支援制度ガイドブック



2022年度

中小企業支援制度 ガイドブック

堺市 産業振興局

産業戦略部 地域産業課

インデックス

企業経営の各種相談をしたい

- ・各種相談窓口 P1-2

情報提供を受けたい

- ・新型コロナウイルス感染症関連支援策の情報提供 P 3
- ・堺市企業オープンデータポータルサイト『さかしる』 P 4
- ・情報誌「さかい IPC press」（デジタルブック） P 5
- ・メールマガジン配信事業 P 6
- ・さかいSDGs推進プラットフォーム P 7

知的財産分野

- ・知的財産活用支援事業 P 8

経営サポートを受けたい

専門家のアドバイス

- ・エキスパート派遣による経営力向上支援 P 9

デジタル化・自動化を検討したい

- ・産業DX支援事業（産業DX支援センター）
堺市中小企業デジタル化促進補助金 P10

事業承継したい

- ・事業承継支援事業 P11

創業したい

総合的な創業支援

- ・創業支援等事業計画の認定による支援 P12

事業拠点の提供と経営サポート

- ・さかい新事業創造センター（S-Cube） P13

起業の基礎を学ぶ

- ・創業・スタートアップ創出育成支援事業 P14

新しい事業を展開する

- ・スタートアップ実証推進事業 P15
- ・社会課題解決型プロジェクト創出事業 P16

専門家のアドバイス

- ・エキスパート派遣による経営力向上支援 P 9

取引を拡大したい

企業同士のマッチング

- ・マッチングコーディネート事業 P17

大手・中堅メーカーとのマッチング

- ・大手・中堅企業向け技術・サービスシーズ提案支援 P18
- ・ものづくりマッチング商談会in堺 P19

市による新商品等の調達

- ・堺市ベンチャー調達認定制度 P20

展示会への出展

- ・大規模展示会出展支援事業 P21

技術力を向上したい

- ・各種セミナー（人材育成事業） P42

溶接分野

- ・溶接技術コンクール P22

新製品を開発したい

大学との共同研究

- ・産学連携・技術開発コーディネート事業 P23

補助金

- ・ものづくり新事業チャレンジ支援補助金 P24

インデックス

新事業を考えている

専門家のアドバイス

- ・エキスパート派遣による経営力向上支援 P9

事業拠点の提供と経営サポート

- ・さかい新事業創造センター（S-Cube） P13

成長産業分野への参入

- ・医工連携促進事業 P25

立地を考えている

企業投資の支援

- ・「先端設備等導入計画」の認定による支援 P26
- ・市税優遇制度 P27
- ・企業成長促進補助金 P29
- ・グリーンイノベーション投資促進補助金 P31
- ・工場立地法の届出 P32
- ・都心地域産業拠点強化補助金 P33
- ・泉ヶ丘地域次世代ヘルスケアビジネス集積促進補助金 P34
- ・中百舌鳥地域イノベーションクラスター補助金 P35
- ・賃貸オフィスビル設置促進補助金 P37

省エネ設備の導入

- ・事業所向け省エネ設備等導入支援事業補助金
空気圧縮機・省エネアドバイザー派遣事業 P38

人材確保・育成したい

優秀な人材確保

- ・女性雇用促進等職場環境整備支援事業補助金 P39
- ・さかいJOBステーション企業人材マッチング支援プラザ P40
- ・障害者雇用貢献企業認定制度 P41

人材を育成したい

- ・各種セミナー(人材育成事業) P42

福利厚生を充実・元気で明るい職場にしたい

- ・SCKサービスセンター（中小企業の福利厚生事業） P43

融資を受けることを考えている

融資を受けたい

- ・金融相談 P44
- ・マル経融資(小規模事業者経営改善資金融資制度) P45
- ・金融支援事業 P46
- ・堺市中小企業融資制度一覧表 P47-48

会議室や展示スペースを探している

- ・堺市産業振興センター貸会場 P49

堺の伝統産業

P50

相談窓口

情報提供

経営サポート

創業支援

取引拡大支援

技術力向上支援

新製品開発支援

新事業展開支援

立地・事業所・設備

人材確保・育成

融 資

会場提供

各種相談窓口

貴社が抱える経営上の様々な悩みや問題について、無料の相談窓口でアドバイス等を受けることができます。

対象となる方

経営上の課題を抱えている市内中小企業者等

支援内容

相談窓口の設置（無料）。土日祝日は除く。相談の内容が他に漏れることはありません。
※事情により日程を変更する場合がありますので、事前にお問い合わせください。

○堺商工会議所ワンストップ窓口（要予約）

※オンライン相談・電話相談を受け付けています。

相談項目	窓口設置日時	相談内容
創業・経営	毎週火・水曜日 午後1時～午後4時	創業についての手続きや計画書の書き方、今後の経営方針や新分野進出等に関する相談
税務・経理	第1・第3火曜日	記帳、決算書類の作り方や確定申告・税務計算等に関する相談
事業承継	第2・第4木曜日 午後1時～午後4時	相続税や経営承継円滑化法等が関係する事業承継に関する相談
法律	第2・第4水曜日 第3水曜日（奇数月のみ） 午後1時～午後4時 ※祝日の場合は翌日	契約上のトラブル、債権の保全等の事業経営における法的な諸問題に関する相談
労務管理	第2・第4水曜日 第3火曜日 第1火曜日（奇数月のみ） 午後1時～午後4時	組織戦略、人事・賃金システム及び諸規則、人材育成、労働災害防止・補償、雇用保険各種助成金等の労働関係諸問題に関する相談

お問い合わせ先

堺商工会議所

中小企業振興部経営支援課

TEL：072-258-5503 FAX：072-258-5580

○その他相談窓口

<堺市産業振興センター 経営支援課/堺市役所 地域産業課>

相談項目	窓口設置日時	相談内容
経営相談	月～金曜日 午前9時～ 午後5時30分	企業経営・技術・情報・補助金等について、国・府・市等の施策の概要を案内します

お問い合わせ先

堺市産業振興センター 経営支援課 ※オンライン相談を受け付けています。

TEL : 072-255-6700

FAX : 072-255-1185

堺市役所 地域産業課

TEL : 072-228-7534

FAX : 072-228-8816

<堺市産業振興センター 金融支援課>

相談項目	窓口設置日時	相談内容
金融相談	月～金曜日 午前9時～ 午後5時30分	国・府・市の融資制度その他、中小企業融資制度についてのご相談を受け付けます

お問い合わせ先

堺市産業振興センター 金融支援課 TEL : 072-255-8484

FAX : 072-255-5162

<クリエイション・コア東大阪 北館1階>

相談項目	窓口設置日時	相談内容
下請の 受注・発注 相談	月～金曜日 午前9時～ 午後5時45分	ものづくり企業の下請取引（受注・発注）の相談・あっせんを行います

お問い合わせ先

大阪産業局 取引支援チーム TEL : 06-6748-1144

FAX : 06-6745-2362

<クリエイション・コア東大阪 南館1階>

相談項目	窓口設置日時	相談内容
下請の トラブル等 の相談	月～金曜日 午前9時～午後5時	下請取引により生じたトラブル等に専門相談員が対応いたします

お問い合わせ先

下請かけこみ寺 TEL : 0120-418-618

FAX : 06-6745-2362

新型コロナウイルス感染症関連支援策の情報提供

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内中小企業に対して、経営の安定化に向けた各種支援策を掲載しています。

対象となる方

市内中小企業者

支援内容

新型コロナウイルス感染症関連の国・大阪府等の事業者向けの各種支援策について、概要やお問合せ先等を堺市ホームページに掲載しています。

ご利用方法

堺市ホームページをご確認ください。（随時更新）

URL https://www.city.sakai.lg.jp/sangyo/shienyuushi/corona_jigyosha/index.html



新型コロナウイルス感染症に関する情勢の変化に伴って、ホームページの改変、閉鎖をする場合がございます。予めご了承ください。

お問い合わせ先

堺市役所 産業企画課 TEL：072-228-7414 FAX：072-228-8816

堺市企業オープンデータポータルサイト 『さかしる』 (sakacil.com)

国が公開している企業のオープンデータをもとに、堺市内に本店等を構える約2万4千社の法人企業情報を掲載し、市内企業が自ら情報を入力することも可能となるオープンデータポータルサイトを運営しています。

『さかしる』を活用することで、デジタル化の一步を踏み出すことも可能になります。また登録した企業データはオープンデータとして公開され、市内外の様々な方に自社のことを知ってもらうきっかけにもなります。

対象となる方

1. 堺市内に本店等を登記している法人企業（株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社）
2. 堺市外に本店等を登記しているが主たる事業所を堺市内に持つ法人（株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社）

※2に当たる方で『さかしる』への情報掲載を希望される方は下記問い合わせ先までお申し出ください。

なお、登録前に堺市産業振興センターとして堺市内に主たる事業所を置いていることを確認させていただきます。

支援内容

『さかしる』に企業情報を入力いただくことで、

1. 『さかしる』の自社ページ内に自社や店舗の紹介・写真・代表者メッセージなど、発信したい情報を入力・公開することが可能です。
2. 登録した情報を元に、活用可能な行政の支援情報をプッシュ通知で受け取ることができます。
＝活用可能な支援情報について自ら確認したり探す手間が無くなります。
3. 会社のことを発信することでこれまで以上に知名度が高まり、新規取引先の創出、協業先の開拓、地域住民からの理解の向上等、新しい出会いが生まれます。

ご利用方法

- ・企業情報検索方法 『さかしる』サイトTOPページの「企業を探す」に検索条件入力
または、検索窓からフリーワードで検索

- ・企業情報登録方法

『さかしる』サイトの「掲載について」のページからログイン



■ログインについて

国の共通認証システムである「G Biz ID」のうち、「gBizID プライム」または「gBizID メンバー」を利用してログインすることができます。

お問い合わせ先

堺市産業振興センター 経営支援課 TEL：072-255-6700 FAX：072-255-1185

メール：keiei_shien@sakai-ipc.jp

情報誌「さかい IPC press」 (デジタルブック)

市内ものづくり中小企業や製品・技術・サービス等の紹介、堺市産業振興センターの事業や公的支援の情報を提供し、中小企業の経営支援を行うため情報誌を発行します。

対象となる方

市内中小企業者

支援内容

堺市産業振興センターの事業や機能の周知と、国・府・市の公的支援機関等の施策や新技術・新商品の紹介等の産業経済情報を提供し、中小企業の経営支援を行います。

年4回デジタルブック（電子書籍）にて発行予定

ご利用方法

当センターホームページ（<https://www.sakai-ipc.jp/>）でデジタルブックにて掲載、パソコン、スマートフォン、タブレット端末にてご覧いただけます。



お問い合わせ先

堺市産業振興センター 経営支援課 TEL：072-255-6700 FAX：072-255-1185
メール：keiei_shien@sakai-ipc.jp

メールマガジン配信事業

各種支援情報をメールで受け取ることができます。

対象となる方

中小企業者・一般市民

支援内容

堺市産業振興センターからの事業情報のほか、国・府・市などの産業支援機関が中小企業の活性化に向けて実施している各種支援情報を電子メールで受け取ることができます。

さかいIPC経営支援メールマガジン

企業の皆様に、当センターの実施するセミナー・商談会等の情報を中心に、堺市をはじめ国や大阪府等の公的機関が実施する助成金の案内等、経営に役立つ情報をタイムリーに配信します。

お問い合わせ先

堺市産業振興センター 経営支援課

TEL : 072-255-6700 FAX : 072-255-1185

メール : keiei_shien@sakai-ipc.jp



堺伝産応援マガジン

堺市や南大阪地域の伝統産業・地場産業にかかわる方に役立つ情報を発信します。

内容は当センターや国・大阪府などのセミナー、補助金など各種支援制度、展示会や新製品紹介など販路開拓に役立つ情報です。

お問い合わせ先

堺市産業振興センター 経営支援課

TEL : 072-255-1223 FAX : 072-255-5200

メール : hanro@sakai-ipc.jp

ご利用方法

堺市産業振興センターホームページ (<https://www.sakai-ipc.jp>) から手続きができます。

さかいSDGs 推進プラットフォーム



堺市のSDGsに関する様々な情報を共有し、市との連携、会員同士の交流・連携により、SDGs達成に向けた取組を推進していきます。

会員の対象となる方

SDGs達成に取り組む意欲を持つ企業、団体、教育機関

※所在地の市内外は問いません。支店・工場などの事業所単位でもご入会いただけます。

支援内容

プラットフォームに参加することでSDGsの第一歩を踏み出すことができます。

・会員同士の交流

企業・大学・NPO法人等の「交流会」を通じたつながりやチャンスが広がります。

SDGsに関する勉強会に参加できます。

・情報共有・発信

会員が実施するイベント情報をお知らせします。

市のホームページで会員の取組を紹介します。

さかいSDGs推進プラットフォーム公式ロゴマーク（画像）を使用できます。



取組事例

・さかいSDGs推進プラットフォーム会員交流会

会員同士の連携・交流を促進。異業種の会員とも繋がるすることができます。

例：リユース学生服の販売を行う会員と小売店をはじめとした企業・学校などの会員が連携し、役目を終えた学生服をひとり親家庭にバトンタッチする取組が実現。

・学校やこども園とのマッチング

SDGs探究学習等に協力することで、未来を担う子どもたちへ事業PRができます。

例：中学生が会員企業を訪問し、SDGsの取材・校内発表を実施。

ご利用方法

堺市電子申請フォームやE-MAIL、FAX、郵送でお申し込みいただけます。

詳しくは堺市ホームページ（QRコードまたは下記URL）をご覧ください。

<https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/toshi/sdgs/sakaiSDGsplatform/platform.html>

会員登録は無料です。



お問い合わせ先

さかいSDGs推進プラットフォーム専用ダイヤル TEL：072-340-2179

（堺市政策企画部 計画推進担当 SDGs推進チーム）

知的財産活用支援事業



企業の知的財産の活用を支援するため、堺市産業振興センターに特許情報コーナーを設置しています。
また、国が実施する知財総合支援窓口から担当者を招いて「知財臨時支援窓口」を開設しています。

対象となる方

市内中小企業者

支援内容

- (1) 知的財産関係図書の閲覧、貸出、資料の提供
- (2) 知財臨時支援窓口の開設

ご利用方法

- (1) 当センター1階企業サポートコーナー「ものサポさかい」内特許情報コーナーで閲覧ができます。(無料)
利用日時：月曜日～金曜日 10:00～17:00
(ただし、当センター休館日は休業)
- (2) 当センター経営支援課にて知的財産に関する相談をお受けします。(無料) <予定>
開催日 原則毎月1回
予約方法 下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

堺市産業振興センター 経営支援課 TEL：072-255-6700 FAX：072-255-1185
メール：keiei_shien@sakai-ipc.jp

エキスパート派遣による経営力向上支援

中小企業者・創業者等が抱える経営に関する様々な課題の解決のため、登録エキスパートが訪問し、直接アドバイスを行います。

対象となる方

市内に事業所がある中小企業者で、経営の向上をめざす意欲ある事業者

支援内容

100名以上の登録エキスパートの中から最適な人材を選定し、申込者への派遣を行います。
※支援については積極的に Web を活用します。

【負担金】

10,000円（税込）／回（課題のヒアリングから支援計画の提示までは無料）
※オンライン相談を受け付けています。

ご利用方法

堺市産業振興センターホームページより、利用申込書をダウンロードし、必要事項をご記入のうえお申込みください。

URL <https://www.sakai-ipc.jp/>



お問い合わせ先

堺市産業振興センター 経営支援課 TEL：072-255-6700 FAX：072-255-1185
メール：keiei_shien@sakai-ipc.jp

産業DX支援事業（産業DX支援センター）

市内の中小企業で、デジタル技術を活用し、既存事業の新たな価値創造や業務の効率化を考えている方向けにコンサルティング支援をします。

産業DX支援事業

対象となる方

デジタル化による営業力強化や業務効率化を考えている堺市内の中小企業

支援内容

- (1) 専任コーディネーターによる窓口相談、システムの導入にむけたコンサルティング支援
 - (2) 関連セミナーや見学会の開催
- ※(1)(2)共に積極的にWebを活用します。

ご利用方法

詳しくは、下記までお問い合わせください。



お問い合わせ先

堺市産業振興センター 経営支援課 TEL: 072-255-6700 FAX: 072-255-1185
メール: keiei_shien@sakai-ipc.jp

堺市中小企業デジタル化促進補助金

対象となる方

デジタル技術を活用した販路開拓(※)や、IoT、AI、ロボットの導入により業務プロセスの効率化・生産性向上を考えている堺市内の中小企業

(※) 販路開拓に繋がる補助事業については、小規模事業者は対象外です。

支援内容

- (1) 販路開拓に繋がる補助事業
補助率 3/4以内 補助上限額 100万円
- (2) 業務プロセスの効率化や生産性向上に繋がる補助事業
補助率 1/2以内 補助上限額 IoT、AI導入 50万円
ロボット導入、ロボット導入時に併せてIoT、AIも複合導入 150万円

ご利用方法

詳しくは、下記までお問い合わせください。



お問い合わせ先

堺市役所 地域産業課 TEL: 072-228-7534 FAX: 072-228-8816

事業承継支援事業

事業資産状況、株式状況などの現状把握を行った上で、円滑な事業資産や経営権の承継、事業譲渡等に係る計画書を作成し、事業承継に至るまでの具体的な支援を行います。また、事業承継に関する基礎的なセミナーを実施するとともに個別相談会を実施し、将来のスムーズな事業承継に向けた支援を行います。

対象となる方

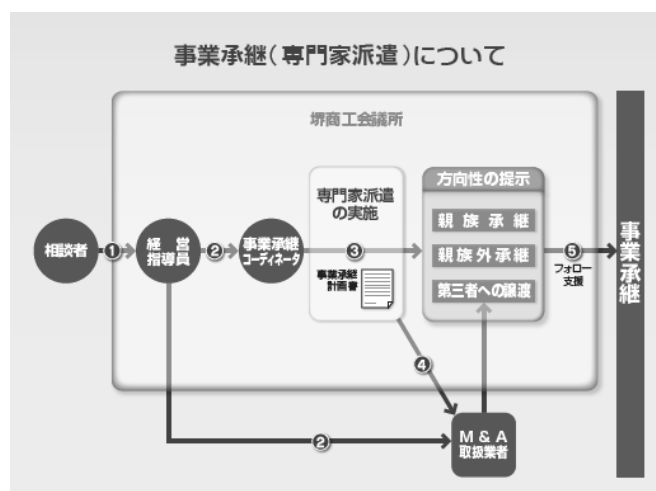
後継者不在、後継者の育成等に悩んでいる中小企業者

支援内容

○専門家派遣

専門家を派遣し、事業資産状況、株式状況などの現状把握を行った上で、親族承継、親族外承継、事業譲渡等の適切な方向性を示し、円滑な事業資産や経営権の承継、事業譲渡に係る計画書（スケジュール）を作成し、事業承継に至るまでの具体的な支援を行います。また、民間企業 M&A 仲介会社との連携を図り、事業譲渡先確保の支援にも努めます。

支援のしくみ



- ① 経営指導員がヒアリング
- ② 事業承継コーディネーターへ依頼。第三者への譲渡を直接希望の場合、M&A取扱業者へ依頼。
- ③ 専門家派遣の実施（2回程度訪問。無料）
- ④ 専門家派遣後、必要に応じてM&A取扱業者を紹介
- ⑤ 経営指導員によるフォロー支援

ご利用方法

下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先
堺商工会議所
中小企業振興部経営支援課 TEL：072-258-5503 FAX：072-258-5580

創業支援等事業計画の認定による支援



相談窓口

情報提供

経営サポート

創業支援

取引拡大支援

技術力向上支援

新製品開発支援

新事業展開支援

立地・事業所・設備

人材確保・育成

融資

会場提供

新たに事業を始めるにあたって必要となる各種支援を行います。

対象となる方

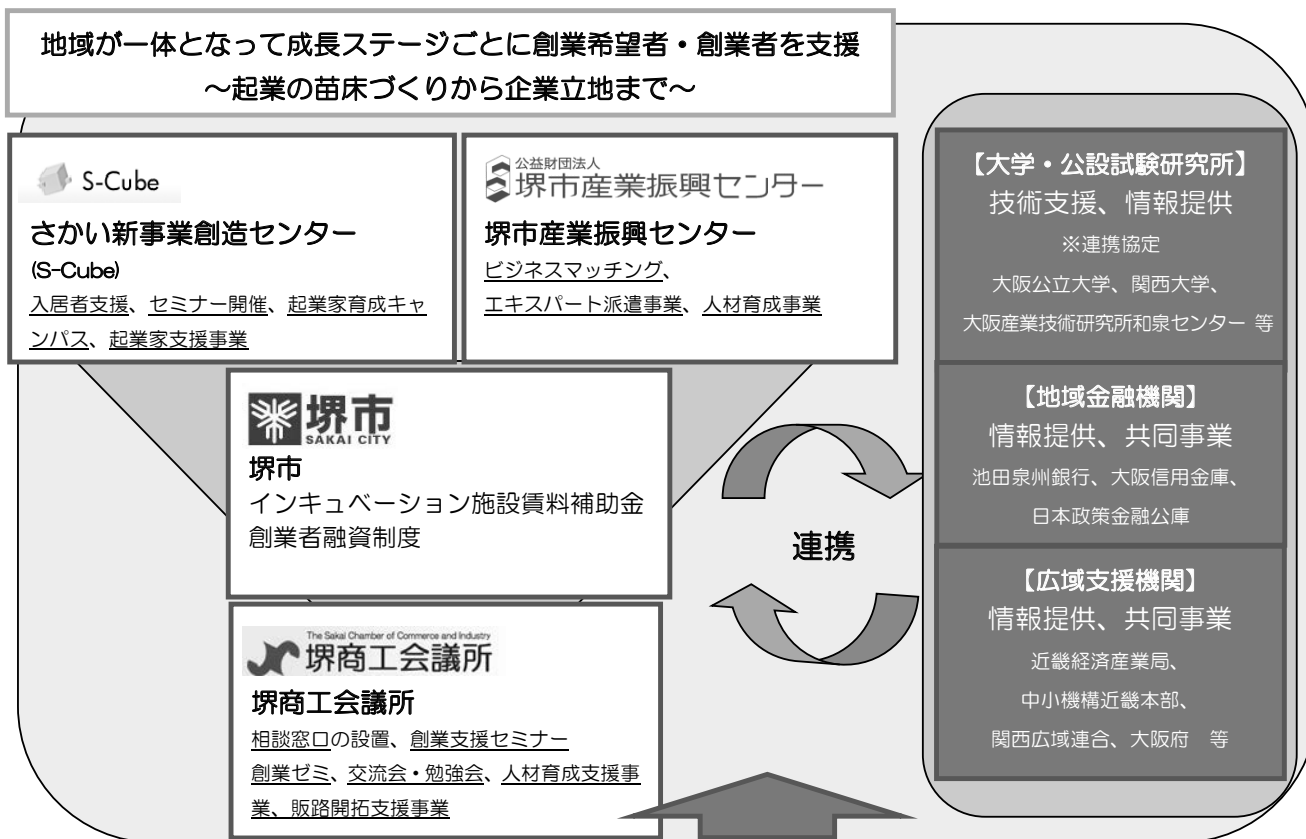
創業をめざす個人・企業、創業後5年未満の個人・企業

支援内容

- ・ 特定創業支援等事業
「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の知識を身につけるためのセミナーなどを開催します。
*上記4つの内容の支援を受けていただくと、堺市が「特定創業支援等事業を受けた者」として認定します
- ・ 登録免許税の軽減措置、信用保証枠の拡大などの優遇を受けられます（*上記認定を受けた方が対象）

創業支援等事業計画概要

※下線は特定創業支援等事業



ご利用方法

下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

堺市役所 イノベーション投資促進室 TEL:072-228-7629 FAX:072-228-8816

さかい新事業創造センター (S-Cube)

さかい新事業創造センターは、ビジネスインキュベータとして創業や第2創業、新製品・新技術の研究開発を行う際に必要となるオフィス・ラボを賃貸し、法人設立から事業化まで、各入居者に応じた総合的な経営サポートを無料で提供しています。また、賃料負担を軽減するための補助制度を設けています。

対象となる方

- ・ 創業準備段階の方
- ・ 創業間もない（概ね5年以内の）中小企業
- ・ 新分野進出や第2創業に挑戦する中小企業
- ・ 産学連携に取り組む中小企業
（中小企業には個人事業者を含みます。）



支援内容

- ・ 事業拠点の賃貸

部屋形態	室数	部屋面積〔月額賃料（共益費・消費税込）〕
オフィス	47室	15㎡〔51,150円〕～50㎡〔170,500円〕
ラボ	12室	30㎡〔89,100円〕～80㎡〔246,400円〕
創業準備デスク（個室ブース）	8室	約4㎡〔13,200円〕

- ・ 経営サポート（無料）

事業立ち上げ時の様々な問題に対する解決支援や事業計画の進捗アドバイス、金融機関・協力企業・大学とのマッチング等をインキュベーション・マネージャー（※事業を始めようとする方に対し、各種経営に関する知識・情報の提供を行うとともに、日常的な相談相手となり、事業目標の達成をともにめざす起業支援の専門家）が総合的にサポート。経営実務を学べるプログラムもあります。

- ・ 賃料補助（審査があり、予算の範囲内で交付します。創業準備デスクを除きます。）

（1）補助率 賃料の50%（本社が堺市外の場合25%）

（2）補助期間 3年間

- ・ シェアードオフィス

起業をめざす方などに事業活動や情報収集、交流の場を提供します。

座席数	スペース〔月額賃料（消費税込）〕
10席	1席〔5,500円〕 ※フリーアドレス席

ご利用方法

- ・ 入居申込（随時受付）
 - （1）入居申込書を持参か簡易書留で郵送
 - （2）入居審査・入居可否決定
- ・ シェアードオフィス
 - （1）窓口にて申請を受付（印鑑、運転免許証等の証明書必要）
 - （2）審査・利用可否決定

※申込書等はWebサイトをご覧ください。

入居等のお問い合わせ先

さかい新事業創造センター

TEL:072-240-3775 FAX:072-240-3662
<https://www.s-cube.biz/>

賃料補助のお問い合わせ先

堺市役所 イノベーション投資促進室

TEL:072-228-7629 FAX:072-228-8816

創業・スタートアップ創出育成支援事業

これから起業しようと考えている方、事業成長をめざす方を対象に、さかい新事業創造センター（S-Cube）（P13 参照）が、知識の習得、交流の場の提供など起業・新事業創出にまつわる支援をします。



対象となる方

創業間もない方や新たな事業をされる方

支援内容

スタートアップ支援

- アクセラレーションプログラム（新事業にチャレンジするスタートアップや第二創業のためのハンズオンプログラム）
- 堺市スタートアップ実証推進事業「トライアル ラウンドテーブル」
- 起業家育成キャンパス（マンツーマンでの事業計画のブラッシュアップ）
- 経営実務勉強会（財務、労務、マーケティングなどを学ぶ連続講座）
- OU30 若者向け起業家育成支援事業
- 起業マインド醸成ワークショップ

ご利用方法

さかい新事業創造センター（S-Cube）Webサイト（<https://www.s-cube.biz/>）でお知らせします。



お問い合わせ先

さかい新事業創造センター

TEL:072-240-3775

FAX:072-240-3662

堺市役所 イノベーション投資促進室

TEL:072-228-7629

FAX:072-228-8816

スタートアップ実証推進事業



革新的な事業に挑戦し、社会に新しい価値を提供したり社会に貢献する新たなビジネスアイデアの実証の取組を支援します。

対象となる方

○次の両方に該当する方を対象とします。

- (1) 堺市内でビジネスアイデアの実証事業を行うスタートアップ等又は社会に新しい価値を提供したり社会に貢献する革新的なビジネスアイデアの事業化を考える個人のうち堺市内で当該ビジネスアイデアの実証に取り組むものであり、実証事業を行う過程や結果として、堺市内の地域課題の解決への寄与や、市内雇用創出等の地域経済効果をもたらす可能性のある事業計画を有する者
- (2) 堺市スタートアップ実証推進事業への事業提案を行い、支援対象事業者として採択された者

支援内容

実証フィールドの提供支援や取組経費の一部を補助します。

ご利用方法

下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

堺市役所 イノベーション投資促進室 TEL:072-228-7629 FAX:072-228-8816

社会課題解決型プロジェクト創出事業



スタートアップ企業や市内の第二創業に挑戦する事業者等に対し、各種支援やマッチング等を行うことで、社会課題の解決や新たな価値創造（社会的／経済的インパクト）につながるイノベーションプロジェクトの創出をはかる。

対象となる方

スタートアップ企業や第二創業に挑戦する市内事業者等

支援内容

スタートアップ企業や第二創業に挑戦する市内事業者が有する新事業計画やビジネスアイデアの実現のため、各事業者の課題や事業検討フェーズに応じて必要となる知見やソリューションを有するビジネスパートナー候補を発掘しマッチングを行います。また、第二創業に挑戦する意欲ある市内事業者の成長を支援しやすい仕組みを構築することで、市内の第二創業事業者及びそのビジネスパートナーとなり得る者の輪を広げていきます。

ご利用方法

下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

堺市役所 イノベーション投資促進室 TEL:072-228-7629 FAX:072-228-8816

マッチングコーディネーター事業



専門的な知識と幅広いネットワークを有するコーディネーターが企業を訪問し、製品・技術・サービス等の情報収集を行い、企業間のマッチングを支援します。

対象となる方

市内中小企業者

支援内容

- | | |
|--------------|--|
| (1) 企業からの相談 | 市内中小企業からの依頼・相談を受け、コーディネーターが電話で概要を説明の上、訪問の予約をします。 |
| (2) ヒアリング | 企業を訪問し、代表者や責任者から開発・製造・販売・サービス等の現状や課題、要望などについてヒアリングを行います。 |
| (3) マッチング先探し | コーディネーターが豊富な情報ネットワークやデータを使って最適な相手先を探します。 |
| (4) マッチング | 最適な相手先が見つければご紹介します。 |

※相談、ヒアリング、マッチングについては積極的に Web 面談を活用します。

ご利用方法

下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

堺市産業振興センター 経営支援課 TEL : 072-255-6700 FAX : 072-255-1185
メール : keiei_shien@sakai-ipc.jp

大手・中堅企業向け技術・サービス シーズ提案支援



市内中小企業者の取引拡大を図るため、堺市産業振興センターが、大手・中堅メーカーとのビジネスマッチングの機会を提供するなど、様々な事業を実施します。

対象となる方

大手・中堅メーカーとの取引拡大をめざす市内中小企業者

支援内容

詳細は堺市産業振興センターホームページをご覧ください。(https://www.sakai-ipc.jp/)

【技術シーズ提案】

市内中小企業者が、その技術やサービスを必要とする大手・中堅メーカーに対して自社の技術をプレゼンテーションする場を用意し、技術提携する機会を設けます。

※提案等の面談については、積極的に Web を活用します。

ご利用方法

下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

堺市産業振興センター 経営支援課 TEL : 072-255-6700 FAX : 072-255-1185
メール : keiei_shien@sakai-ipc.jp

ものづくりマッチング商談会 in 堺

市内中小企業者の取引拡大を図るため、中堅メーカーとの商談会を開催します。

対象となる方

大手・中堅メーカーとの取引拡大をめざす市内中小企業者

支援内容

- ・開 催 日 年1回（令和4年度は7月開催）
- ・会 場 堺市産業振興センター イベントホール
- ・商 談 形 式 大手・中堅メーカーがブースを構え、市内中小企業者との商談により資材調整を行う事前登録型の逆マッチング商談会
- ・出展予定企業 中堅メーカー15社程度及び市内ものづくり中小企業5社程度
- ・来 場 料 無料
- ・そ の 他 来場企業同士の新たな取引や技術提携および交流を目的にしたお仕事発掘コーナーや、大阪公立大学学術研究推進本部、大阪府立産業技術研究所、MOBIO（ものづくりビジネスセンター大阪）によるものづくり相談コーナーを設置予定。

ご利用方法

下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先
堺商工会議所 中小企業振興部地域振興課
TEL：072-258-5504 FAX：072-258-5580

堺市ベンチャー調達認定制度

市が認定した事業者が生産又は提供する新商品等の調達に努めることにより、事業者の初期需要創出や信頼性向上による販路開拓を支援します。（必ずしも認定した新商品等を市が購入するものではありません。）

対象となる方

市内に事業所を有する中小事業者

対象となる新商品等

以下の要件をすべて満たすもの

（ただし、食品、医薬品、医薬部外品及び化粧品、農薬、工事における工法及び技術は除く）

- ① 申請の時点で、販売又は提供開始から5年以内にあること
- ② 既存の商品又は役務とは著しく異なり、優れた使用価値を有していること
- ③ 市場性が見込まれる商品又は役務であること
- ④ 市の機関において用途が見込まれ、かつ購入実績が少ない商品又は役務であること
- ⑤ 関係法令に適合し、特許権等の権利に関する問題が生じない商品又は役務であること

ご利用方法

詳しくは、下記までお問い合わせください。

<https://www.city.sakai.lg.jp/sangyo/shienyuushi/chusho/busexp/tyoutatsu.html>



お問い合わせ先

堺市役所 イノベーション投資促進室 TEL:072-228-7629 FAX:072-228-8816

大規模展示会出展支援事業



大規模展示会に共同出展ブースを設けて、堺の中小企業のビジネスチャンスの創出を支援します。

対象となる方

市内中小企業者

支援内容

大規模展示会において、当センターが展示スペースを借り上げ、共同出展を行うことで、堺市内企業の販路拡大にかかるノウハウを習得する機会を提供するとともに、新規取引先の開拓の支援をします。

ご利用方法

下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

堺市産業振興センター 経営支援課 TEL : 072-255-6700 FAX : 072-255-1185

メール : keiei_shien@sakai-ipc.jp

溶接技術コンクール

溶接従業者の技術・資質向上のため、技術コンクールを実施します。

対象となる方

溶接作業に従事する方

支援内容

溶接技術コンクールの開催。

- ・種 目 アーク溶接の部、半自動炭酸ガスアーク溶接の部、アルゴンガス TIG 溶接の部
- ・実施時期 令和5年2月ごろ（募集は1月ごろ）
- ・そ の 他 優秀な方には賞状及び記念品を贈呈します。

堺市長賞、堺商工会議所会頭賞、堺溶接工業協会理事長賞、
大阪高圧ガス溶材協同組合阪南支部長賞等

※参考 令和元年度実施種目（令和2年度及び令和3年度は中止、令和4年度は変更する場合があります）

種目	部門	競技用鋼材	板厚	定員
アーク溶接の部	N-2F・A-2V (裏板あり)	SS400	9.0mm	20名
半自動炭酸ガス アーク溶接の部	1部 SN-2F・SN-2V	SS400	9.0mm	20名
	2部 SN-1F・SN-1V (上進溶接)	SS400	3.2mm	20名
アルゴンガス TIG 溶接の部	T-1H (横向溶接) スチール材使用	SS400	3.2mm	20名

ご利用方法

令和5年1月の広報さかいにて、募集案内します。

お問い合わせ先

堺市役所 地域産業課 TEL：072-228-7534 FAX：072-228-8816

『企業、大学や公設試のもつ技術の活用や共同研究、技術的な相談をしたい、技術開発案件を事業化したい』

産学連携・技術開発コーディネート事業

中小企業の技術的課題解決をサポートし、新分野創出や新製品開発、事業化を促進するため、産学連携や、企業・公設試験所等との連携を進めます。

対象となる方

市内の中小企業者で、大企業をはじめとした他企業や大学・公設試験所等のもつ技術・知的財産・ノウハウなどの活用や共同研究を検討されている方、技術的な相談をしたいと考えている方、研究開発の助成金を活用したいと考えている方、技術開発案件を事業化したいと考えている方

支援内容

- 技術マッチング支援
中小企業のニーズや技術シーズに適合した大企業など他企業や大学、公設試験所等との技術（技術・知的財産・ノウハウ等）マッチングを行うことにより、中小企業の技術課題の解決をサポートします。
- 技術開発支援
技術開発案件に対して、事業化・製品化に向けて、専任のコーディネーターが支援を行います。
- 大学技術シーズ紹介
大学研究室を訪問するラボツアーやセミナー等により大学の技術シーズを紹介します。
※支援時は積極的に Web 面談を活用します。

ご利用方法

下記のお問い合わせ先まで、まずはお気軽にご相談ください。



お問い合わせ先

堺市産業振興センター 経営支援課 TEL：072-255-6700 FAX：072-255-1185
メール：keiei_shien@sakai-ipc.jp

ものづくり新事業チャレンジ支援補助金

製品・技術の高付加価値化や新分野進出に挑戦する中小企業者に、経費の一部を助成します。

対象となる方

- (1) 補助対象者 市内中小企業者
- (2) 補助対象事業 市内中小企業者が主体となって実施する新製品・新技術の開発事業
(既存製品・既存技術の改良を含みます。)

支援内容

次のとおり補助します。

補助率	補助限度額
1 / 2以内	300万円 / 1年

優先採択要件

- (1) 分野が下記①～③のいずれかに該当する事業
 - ① 低炭素・環境エネルギー分野
 - ② 医療・介護・健康関連産業分野
 - ③ ICT（情報通信技術）関連産業分野
- (2) 大学との技術融合もしくは事業連携による事業
- (3) 公的な事業計画・技術・製品・商品認定に関わる企業が行う事業
 - ① 堺技衆（堺商工会議所）
 - ② 経済産業省、大阪府商工労働部にて認定された事業計画や技術・製品・商品

ご利用方法

5月から6月末までの期間で公募を予定しています。
※制度の詳細についてはお問合せください。

お問い合わせ先
堺市役所 地域産業課 TEL：072-228-7534 FAX：072-228-8816

医工連携促進事業

「さかい健康医療ものづくり研究会」

健康、医療等のビジネスへの進出を行おうとする中小企業に対し、先進企業や大学等の研究シーズの紹介や情報提供を行うことで、中小企業の成長分野進出や企業間連携を支援していきます。

対象となる方

健康・医療産業等のビジネス、企業間連携に取り組みたい堺市内の中小企業者

支援内容

- (1) 医工連携コーディネーターによるコーディネート支援
 - (2) 健康医療産業等の成長産業ビジネスへの参入のためのセミナーや研究会等の開催
- ※面談・セミナー等では積極的に Web を活用します。

ご利用方法

堺市産業振興センターホームページより、加入申請書をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、FAXでお申し込みください。

URL <https://www.sakai-ipc.jp/bizsupport/management/medbiz.html>



お問い合わせ先

堺市産業振興センター 経営支援課 TEL : 072-255-6700 FAX : 072-255-1185
メール : keiei_shien@sakai-ipc.jp

「先端設備等導入計画」の認定による支援

中小企業者が労働生産性を向上させるため、堺市内の事業所において先端設備等を導入する計画について、本市の認定を受け、一定の要件を満たす場合、固定資産税の特例措置等の支援を受けることができます。

対象となる方

中小企業等経営強化法第2条第1項に該当する事業者。

先端設備等導入計画認定の主な要件

要件	内容
計画期間	3年間、4年間又は5年間
労働生産性の目標	基準年度（直近の事業年度末）比で労働生産性が年率3%以上向上 （3年計画の場合9%以上、4年計画の場合12%以上、5年計画の場合15%以上。）
先端設備等の種類	堺市内において、生産、販売活動等の用に直接供される下記設備 ■減価償却資産等の種類 機械及び装置、測定工具及び検査工具、器具及び備品、建物附属設備、ソフトウェア、事業用家屋（※）、構築物
計画内容	<ul style="list-style-type: none"> 堺市の導入促進基本計画に適合するものであること。 先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。 認定経営革新等支援機関（商工会議所等）において事前確認を行った計画であること。

※取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたものに限りです。

認定に伴う支援内容

（1）固定資産税の特例措置

認定計画に基づき、計画認定日から令和5年3月31日までに取得した対象設備（先端設備等）の固定資産税を3年間軽減する特例措置が適用されます。詳しくは堺市ホームページ「先端設備等導入計画に基づき取得した機械設備等に係る特例について」をご確認ください。

（2）国の補助金における優遇措置

国の補助金において、審査における加点などの優遇措置を受けられる場合があります。詳しくは各補助金の公募要領をご確認ください。

（3）資金調達の支援

認定計画の実行にあたっての資金調達について、信用保証協会の追加保証や保証枠の拡大を受けられる場合があります。詳しくは信用保証協会にてご確認ください。

ご利用方法

ご利用方法や申請書類等の詳細については、右記の堺市ホームページをご覧ください



お問い合わせ先

堺市役所 イノベーション投資促進室 TEL:072-228-7629 FAX:072-228-8816

市税優遇制度

堺市内の対象区域において、工場や事務所などの新增築や建替え等の投資で一定の条件を満たす場合は、堺市イノベーション投資促進条例に基づき固定資産税、都市計画税、事業所税を最長5年間軽減します。

○工業適地における投資

対象事業

次の特定事業所等※の新設、拡張または移転（※下記の家屋及びこれらの付帯施設）

- 工場、事務所（製造業及び情報通信業の事業の用に供するもの）
- 研究所、高度物流施設（業種制限なし）

※高度物流施設…ICT技術や荷捌き合理化設備、流通加工設備等を導入した高度な物流機能を有する施設

対象区域

- 工業専用地域
- 工業地域
- 準工業地域

優遇内容

固定資産税（家屋・償却資産）、都市計画税（家屋）及び事業所税（資産割）を最長5年間軽減します。

	要件	軽減率
①	基本要件 投下固定資産額 ●中小企業 1億円以上 ●大企業 10億円以上 ※投下固定資産額…特定事業所等の新增築及び建替え並びに事業の用に供する償却資産の取得に要した費用の合計額。	1/2
②	成長産業分野に進出する企業の本社・研究所 ①の要件に該当し、かつ下記㊲又は㊳のいずれかに該当 ㊲：成長産業分野に進出する企業の投資で、市外からの本社移転を伴うもの ㊳：成長産業分野の研究所を整備するもの	2/3

※成長産業分野の例示（詳細はお問い合わせください。）

- ICT関連：AI、ビッグデータ、IoT等の高度なデジタル技術やロボットを活用した製品・サービス等
- 次世代ヘルスケア関連：医薬品・医療機器、介護機器・福祉機器、健康の保持・増進に関連する製品・サービス等
- 環境エネルギー関連：燃料電池・蓄電池等の新エネルギー、環境負荷低減・環境改善に関連する製品・サービス等
- 次世代輸送関連：航空機・ドローン・電気自動車・自動運転車等、宇宙開発に関連する製品・サービス等
- 防災関連：防災・減災、災害時情報提供・情報収集に関連する製品・サービス等

○都市拠点における投資

対象事業

次の特定事業所等※の新設、拡張または移転（※下記の家屋及びこれらの付帯施設）

- 事務所、研究所（業種制限なし）

対象区域

- 都心地域
- 中百舌鳥地域
- 泉ヶ丘地域

※各対象区域の詳細については、お問い合わせください。

優遇内容

固定資産税（家屋・償却資産）、都市計画税（家屋）及び事業所税（資産割）を最長5年間軽減します。

	要件	軽減率
①	投下固定資産額：10億円以上 （本社・研究所の新設・拡張又は市外からの移転については1億円以上） ※投下固定資産額・・・特定事業所等の新增築及び建替え並びに事業の用に供する償却資産の取得に要した費用の合計額。	1/2
②	都心地域における成長産業分野に進出する企業の本社・研究所 ①の要件に該当し、かつ都心地域において下記㊸又は㊹のいずれかに該当 ㊸：成長産業分野に進出する企業の投資で、市外からの本社移転を伴うもの ㊹：成長産業分野の研究所を整備するもの	2/3
③	中百舌鳥地域・泉ヶ丘地域における特定の成長産業分野に関する投資 ①の要件に該当し、かつ下記㊸又は㊹のいずれかに該当 ㊸：中百舌鳥地域においてICT関連の事業を行う企業の投資 ㊹：泉ヶ丘地域において次世代ヘルスケア関連の事業を行う企業の投資	3/4

申請期限

①	建築確認申請を行う場合	建築確認済証の交付の日まで
②	建築確認が不要の場合	建築に係る契約の日まで
③	特定事業所等を取得（居抜き）、賃借する場合	取得又は賃借に係る契約の日まで

ご利用方法

堺市役所イノベーション投資促進室にて申請書の配布及び受付を行います。事前相談が必要です。

お問い合わせ先

堺市役所 イノベーション投資促進室 TEL:072-228-7629 FAX:072-228-8816

企業成長促進補助金

堺市では、企業の本社や研究開発施設の投資や、市内製造業が成長産業分野に挑戦する投資に対する支援を行います。（市税優遇制度と併用できます）

○市内で本社機能を整備する方

対象地域

堺市内の近畿圏整備法に基づく既成都市区域（JR 阪和線以西の区域で石津川左岸線以西の区域を除く）において、本社機能に供する建物を取得又は賃借により整備する企業等で次の各号に該当する者

- ① 補助対象経費が 1,000 万円以上（大企業にあっては、2,000 万円以上）であること。
- ② 常時雇用者数が 1 人以上（大企業にあっては、5 人以上）増加すること。

支援内容

制 度	補助内容	上限額
投資に対する補助	補助対象経費×10% (大企業にあっては5%)	1 億円
雇用に対する補助	市内在住雇用者増数×20万円×3年	5 千万円

※補助対象経費は以下のとおりとする。

【建物取得】建物（新設、増設又は建替えに限る。）、建物付属設備、構築物の取得および機械装置等の取得に係る経費

【建物賃借】建物改築、建物付属設備、構築物、機械装置等の取得に係る経費

※雇用増加数は、市内在住者のみ算定する。

○他市から本社機能を移転する方

対象者

他市から堺市内に、本社機能を移転する企業等で、次の各号に該当する者

- ① 市内に生産拠点となる工場を有する企業等、又はその企業等の関連会社であること。
- ② 常時雇用者数が 2 人以上（大企業にあっては、5 人以上）増加すること。

支援内容

制 度	補助内容	上限額
雇用に対する補助	市内在住雇用者増数×20万円×3年	5 千万円

○市内で研究開発機能を整備する方

対象者

堺市内において、研究開発の用に供する建物を取得、改良又は賃借により整備する者で、以下の①及び②の要件を満たす事業者。ただし、大企業については、③の要件も満たすこと。

- ① 製造業を主たる事業として営む企業であること。
- ② 補助対象経費が1,000万円以上（大企業にあっては、10億円以上）であること。
- ③ 当該補助事業が近畿圏整備法に基づく既成都市区域（JR 阪和線以西の区域で石津川左岸線以西の区域を除く）の工業適地（工業専用地域、工業地域、準工業地域）で行われるものであること。

支援内容

制 度	補助内容	上限額
投資に対する補助	補助対象経費×10% (大企業にあっては、5%)	1億円
雇用に対する補助	市内在住雇用者増数×20万円×3年	5千万円

○市内で成長産業分野への投資を実施する方

対象者

堺市内において、成長産業分野（環境エネルギー、健康医療、航空機・リニア、防災）に関する事業の用に供する建物等を取得、改良又は賃借により整備する企業等で、以下の要件を満たす事業者

- ① 製造業を主たる事業として営む中小企業であること。
- ② 補助対象経費が製造の用に供する工場及び研究開発の用に供する施設で5,000万円以上、又は研究開発の用に供する施設で1,000万円以上であること。

※上記にかかわらず、成長産業特例（水素ステーションの整備）を適用する企業等で、補助対象経費が5,000万円以上の場合も対象とする。

支援内容

制 度	補助内容	上限額
生産工場に対する投資	補助対象経費×5%	1億
研究開発に対する投資	補助対象経費×15%	
雇用に対する補助	市内在住雇用者増数×20万円×3年	5千万円

ご利用方法

堺市役所イノベーション投資促進室にて申請書の配布及び受付を行います。事前相談が必要です。



本社機能の整備



研究開発施設の整備



成長産業分野への投資

お問い合わせ先

堺市役所 イノベーション投資促進室 TEL:072-228-7629 FAX:072-228-8816

グリーンイノベーション投資促進補助金

堺市では、脱炭素社会の実現に貢献する革新的技術に関する研究開発拠点や生産拠点等の整備、CO2の大幅削減や再利用等に係る設備投資に対する支援を行います。（市税優遇制度と併用できます）

対象となる方

次の全ての要件に該当する者

- ① 下表のいずれかの事業を行い、補助対象経費が10億円以上（2以上の企業の共同により行われる場合は、共同事業者の補助対象経費合計額が10億円以上）であること。

事業	内容
研究所整備	水素利用、二酸化炭素固定・再利用、再生可能エネルギー、次世代蓄電池その他脱炭素化に貢献する革新的な技術又は製品で別に定めるものに関する研究所を整備する事業
生産拠点整備	水素利用に関連する製品、次世代蓄電池材料、洋上風力発電に関連する基幹部品その他脱炭素化に貢献する製品で別に定めるものに関する生産拠点を整備する事業
発電所整備	水素発電、アンモニア発電など脱炭素化に貢献する発電所を整備する事業（太陽光発電所、原子力発電所及びバイオマス発電所を除く。）
設備導入	生産工程で発生する二酸化炭素の大幅削減又は再利用、工場間のエネルギー融通その他温室効果ガスの大幅削減又は再利用等に関する設備を導入する事業で別に定める温室効果ガス削減効果が見込まれるもの（既存設備等の単なる更新や買替えを除く。） （※年間5,000トン以上のCO2削減効果が見込めること。）

（※対象となる技術、製品及び設備等の詳細については、お問い合わせください。）

- ② 補助対象事業に関して、堺市が行う温室効果ガス削減効果等に関する調査及び情報発信に協力すること。
③ 補助対象事業に関して、堺市企業成長促進補助金の認定を受けていないこと。

支援内容

区分	補助内容	上限額
建物	（建物の新築、増築及び建替えに要する費用）×5%	2億円
償却資産	（償却資産（機会及び装置、建物附属設備並びに構築物に限る。）の取得に要する費用）×2%	1億円

（※補助金の額は、表の各区分ごとに算出した金額の合計金額。）

（※補助金の額が5,000万円を超える場合は、1年度当たり5,000万円を上限として、複数の年度に分割して交付します。）

ご利用方法

堺市役所イノベーション投資促進室にて申請書の配布及び受付を行います。事前相談が必要です。

お問い合わせ先

堺市役所 イノベーション投資促進室 TEL:072-228-7629 FAX:072-228-8816

工場立地法の届出

敷地面積が9,000㎡以上もしくは建築面積が3,000㎡以上の製造業等の工場で、工場の新設、緑地や生産施設等の変更を行う場合は、工事着工の30日前（短縮申請の場合）までに工場立地法の届出が必要です。

対象となる方

次の条件を満たす工場（特定工場）で工場の新設、緑地や生産施設等の変更を行う場合

- ① 工場の敷地面積が9,000㎡以上（所有地、借地等のいかんを問いません）
または建築面積が3,000㎡以上（工場等の建築物の水平投影面積によります）
- ② 製造業、電気・ガス・熱供給業（水力、地熱、太陽光発電所は除く）
※名称変更や承継、工場廃止の場合も届出が必要です。

届出内容

届出の種類	届出が必要な場合	届出期限
新設届	特定工場を新設する場合 敷地面積または建築面積の増加により特定工場となる場合 既存施設の用途変更により特定工場となる場合	工事着工の 30日前まで に届出
変更届	敷地面積が増加または減少する場合 生産施設を増設する場合（スクラップアンドビルドを含む） 緑地面積または環境施設面積が減少する場合 業種等の変更により生産施設面積率等が変わる場合	
氏名等変更届	氏名（名称）や住所（所在地）を変更した場合（代表者の変更の場合は不要）	事後遅滞な く届出
承継届	譲受け、借受け、相続、合併または分割により地位を承継した場合	
廃止届	廃業または特定工場でなくなった場合	

制限内容

- ・敷地面積に対する生産施設面積の割合 業種により30%～65%
- ・敷地面積に対する緑地面積及び環境施設面積の割合（以下のとおり）

	工業専用・工業地域	準工業地域	左記区域以外
緑地面積	10%	15%	20%
環境施設面積（緑地面積含む）	15%	20%	25%

届出の方法

- ・届出書類は堺市ホームページからダウンロードできますが、事前にご相談ください。

お問い合わせ先

堺市役所 イノベーション投資促進室 TEL:072-228-7629 FAX:072-228-8816

都心地域産業拠点強化補助金

本市都心地域を中心とした対象区域に、新たに事業所等を開設する場合に、その賃料の一部を補助します。

対象となる方

下記の対象地域、対象業種、及び補助要件を満たす企業（法人・個人事業者）等（外資系企業を含む）

※対象地域、対象業種、補助要件の詳細についてはお問い合わせください。

- 対象地域：本市都心地域のうち、右図の実線で囲まれる区域
- 対象業種：日本標準産業分類における下記の業種を営む企業等の事業所



- ① 産業支援機能：製造業、電気・ガス・熱供給業、情報通信業、運輸業、卸売業、銀行業、保険業等
- ② 知財系機能：学術研究、専門・技術サービス業
- ③ 国際機能：外国公務
- ④ 教育機能：学校教育等

※株式会社さかい新事業創造センターに入居している、又は入居していた企業等及び中百舌鳥地域イノベーションクラスター補助金を受けた者については、業種は問わない。

- 補助要件：対象地域に新たに事業所等を開設する等の場合において、下記①及び②の要件を満たしていること
- ① 当該事業所において、常時勤務する従業員の合計が10人以上であること
- ② 当該事業所の床面積が100㎡以上の規模であること

支援内容

予算の範囲内で立地後3年間の賃料の30%を補助（補助上限額500万円）

特例→下記㉠～㉣のいずれかの特例に該当する場合には、補助率を各特例につき10%加算します。

なお㉠の要件を満たす場合には、補助上限額を1,500万円とします。

（㉠については、上記とは異なる補助要件あり。）

㉠本社機能移転特例 ㉡外資系企業特例 ㉢外国公務特例

ご利用方法

補助金の申請につきましては、事前にご相談ください。



お問い合わせ先

堺市役所 イノベーション投資促進室 TEL:072-228-7629 FAX:072-228-8816

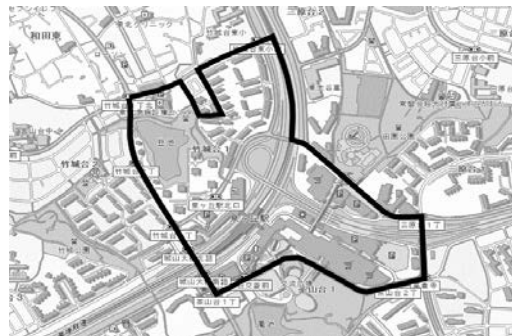
泉ヶ丘地域次世代ヘルスケアビジネス集積促進補助金

本市泉ヶ丘駅周辺地域における対象地域に、新たに次世代ヘルスケアビジネスを行う企業が事業所等を開設する場合に、その賃料の一部を補助します。

対象となる方

下記の対象地域及び補助要件を満たす企業（法人、有限責任事業組合）

- ・対象地域：竹城台1丁、茶山台1丁（堺市道茶山台30号線以北の区域に限る。）及び三原台1丁のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第9条第9項に規定する商業地域に該当する区域（右図の実線で囲まれた区域）



- ・補助要件：事業所等を開設する者のうち、次の全ての要件に該当する者

- ① 床面積の合計が50平方メートル以上の事業所等を新たに賃借した企業
- ② 常時勤務する従業員の合計が5名以上である企業
- ③ 当該事業所等にて、㊶～㊸のいずれかの事業を実施する企業（※）
 - ㊶ 医薬品、医療機器及びこれらに関連する製品又はサービスを提供する事業
 - ㊷ 介護機器、福祉機器及びこれらに関連する製品又はサービスを提供する事業
 - ㊸ 健康の保持及び増進を図るための製品又はサービスを提供する事業

※上記のうち、商業施設（遊戯施設、飲食店、物品販売、個人向けサービス等の集客を行う施設）病院、福祉施設その他これらに類する事業は除く。

支援内容

予算の範囲内で立地後3年間の賃料の30%を補助（補助上限額500万円）

特例→下記㊶㊷のいずれかの特例に該当する場合には、補助率を各特例につき10%加算します。
なお㊶の要件を満たす場合には、補助上限額を1,500万円とします。

- ㊶ 本社機能移転特例 ㊷ 外資系企業特例

ご利用方法

補助金の申請につきましては、事前にご相談ください。



お問い合わせ先

堺市役所 イノベーション投資促進室 TEL:072-228-7629 FAX:072-228-8816

中百舌鳥地域イノベーションクラスター補助金

本市中百舌鳥駅周辺区域における対象地域に、事業所等を新たに開設する企業や賃貸オフィスとしてフレキシブルオフィス（コワーキングスペース、シェアオフィススペース、モバイルワークオフィススペース及びサービスオフィススペース等の一時使用賃借またはサービス利用の形態のオフィス）又はスモールオフィス（50平方メートル以下のオフィス）を新たに設置する企業等に対して、対象経費の一部を補助します。

対象となる方

次のいずれかの要件に該当する者

(1) 事業所等を開設する企業のうち、次のア及びイに該当する企業（法人、有限責任事業組合）

ア：床面積が20平方メートル以上の規模である事業所等を対象となる地域に新たに賃借した企業

イ：当該事業所等で行う事業が以下の①～⑤のいずれかに該当する企業

① ICT関連企業特例（※）を受ける企業

② 株式会社さかい新事業創造センターに入居している、又は入居していた企業

③ 法人設立後10年以内であり、3期前から売上高が1,000万円を超えており、かつ直近2期が継続して売上高の増加率が年20%以上の成長顕著なスタートアップ企業

④ ベンチャーキャピタル等からエクイティファイナンスにより500万円以上の資金調達を行っている企業

⑤ 大学の教官、研究員の研究成果を技術シーズとして事業化を行う企業

※ICT関連企業特例：以下の（ア）～（ウ）のいずれかを行う企業が対象となる地域に事業所等を設置する場合における補助率及び補助限度額の特例をいいます。

（ア）AI、ビッグデータ、IoT等の高度なデジタル技術若しくはロボットを活用した製品又はサービスを提供する事業

（イ）日本標準産業分類表の情報通信業のうち、中分類が情報サービス業又はインターネット付随サービス業に該当する事業

（ウ）プログラミング等ICT関連の教育を行う事業

(2) 対象地域内に補助対象部分の床面積の合計が100平方メートル以上のフレキシブルオフィスの用に供する建物を賃借により整備し、当該フレキシブルオフィスを運営する者

(3) 対象地域内に補助対象部分の床面積の合計が100平方メートル以上のフレキシブルオフィスの用に供する建物を取得により整備する者

(4) 対象地域内に賃貸オフィス等の用に供する建物を賃借し、5区画以上のスモールオフィスに整備することで、賃貸オフィス等としての魅力を高め、サブリースにより供給する者

(5) 対象地域内に補助対象部分の床面積の合計が100平方メートル以上のスモールオフィスの用に供する建物を取得により整備する者



賃料補助制度について

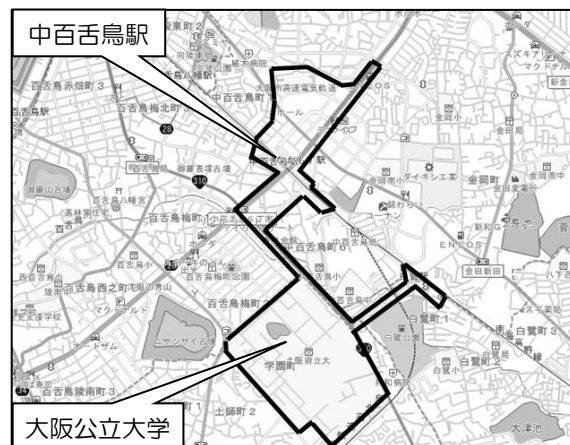


フレキシブル・スモールオフィス制度について

対象となる地域

本市中百舌鳥駅周辺区域のうち、右図の実線で囲まれる地域

※詳細についてはお問い合わせください。



支援内容

○対象となる方の（１）に該当する方

補助対象経費	補助内容	補助上限額	補助期間
事業所等賃借料 (共益費等を除く)	1年目：補助対象経費×50% 2年目：補助対象経費×40% 3年目：補助対象経費×30%	500万円	36ヵ月

特例：下記の（A）（B）（C）のいずれかに該当する場合には、各年の補助率に10%の加算を行います。また、（A）の補助限度額は1,500万円とします。

（A）ICT 関連企業特例 （B）大阪府立大学シーズ特例 （C）外資系企業特例

※上記に関わらず、以下の補助金のいずれかを受けた方の補助率は補助対象経費×30%とします。

- 堺市都心地域産業拠点強化補助金（堺市都心地域業務系機能集積促進事業補助金）
- 堺市泉ヶ丘地域次世代ヘルスケアビジネス集積促進補助金（堺市泉北ニュータウン事業所集積促進事業補助金）
- 堺市インキュベーション施設入居者支援補助金

○対象となる方の（２）に該当する方

補助対象経費	補助内容	補助上限額	補助期間
事業所等賃借料 (共益費等を除く)	1年目：補助対象経費×50% 2年目：補助対象経費×40% 3年目：補助対象経費×30%	1,500万円	36ヵ月
建物改修費	補助対象経費×10%	500万円	開設時

○対象となる方の（３）（４）（５）に該当する方

補助対象経費	補助内容	補助上限額	補助期間
建物、建物附属設備、構築物 および機械装置等の取得に 係る費用、建物改修費	補助対象経費×10%	2,000万円	開設時

ご利用方法

堺市役所イノベーション投資促進室にて申請書の配布及び受付を行います。事前相談が必要です。

お問い合わせ先

堺市役所 イノベーション投資促進室 TEL:072-228-7629 FAX:072-228-8816

賃貸オフィスビル設置促進補助金

本市の対象区域において、賃貸オフィスビルを新築、又は建替えを行う場合に、その経費の一部を補助します。

対象となる方

以下の全ての要件に該当すること。

- (1) 対象区域において賃貸オフィスビルを新築し、又は建替えを行う者であること。
- (2) 賃貸オフィスビルの延床面積が、都心地域においては3,000㎡以上、中百舌鳥地域及び泉ヶ丘地域においては1,500㎡以上であること。
- (3) 賃貸オフィス等(※)の用に供する目的で設計された部分の床面積(以下「対象床面積」という。)の合計が、賃貸オフィスビルの延床面積の2分の1以上であること。(ただし、対象床面積の合計が1,500㎡以上である場合は、この限りでない。)
- (4) 賃貸オフィスビルの1階層当たりの床面積が300㎡以上であること。
- (5) 対象となる賃貸オフィスビルに関して、「堺市中百舌鳥地域イノベーションクラスター補助金」の交付を受けていないこと。

※賃貸オフィス等…次のいずれかに該当する部分

- ㊦ 会社等の事務所又は研究所として賃貸する部分(住家、商業施設、病院、福祉施設等を除く。)
- ㊦ フレキシブルオフィス(コワーキングスペース、シェアオフィススペース等)、貸会議室、カンファレンスルーム、イベント・セミナースペース又は展示・実証スペースとして使用又は賃貸する部分

対象区域

- 都心地域 ●中百舌鳥地域 ●泉ヶ丘地域

※各対象区域の詳細については、お問い合わせください。

支援内容

- (1) 補助対象経費 賃貸オフィスビルを新築し、又は建替えを行うために要する経費のうち、建物の取得、建物附属設備の取得、構築物の取得及び機械装置等の取得に係る費用(賃貸オフィス等以外の用途に供する部分に係る経費を除く。)
- (2) 補助率 補助対象経費の10%以内、上限額2億円

申請期限

建築確認済証の交付の日まで

ご利用方法

堺市役所イノベーション投資促進室にて申請書の配布及び受付を行います。事前にご相談ください。



お問い合わせ先

堺市役所 イノベーション投資促進室 TEL:072-228-7629 FAX:072-228-8816

事業所向け省エネ設備等導入支援事業補助金 空気圧縮機・省エネアドバイザー派遣事業

省エネ設備等の導入費用の一部を補助します。(旧: スマートファクトリー・スマートオフィス導入支援事業) コンプレッサの省エネに関する専門家を無料で派遣します。

○省エネ設備等導入支援事業補助金の対象となる方

以下の(1)及び(2)に該当すること。

- (1) 補助対象者 市内事業者(風俗営業等除く)及び市内事業者にリースを行う事業者
- (2) 補助対象事業所 年間のエネルギー使用量が1,500kℓ未満で、
省エネルギー専門家による省エネルギー診断を受けている事業所

支援内容

(1) 補助対象設備

- ①産業用モータ(コンプレッサなど)、②高性能ボイラ、③業務用給湯器、④変圧器、
⑤冷凍冷蔵庫(冷凍機を含む)、⑥業務用燃料電池、⑦産業ヒートポンプ、⑧低炭素工業炉、
⑨定置式蓄電池、⑩未利用エネルギーを活用するシステム(太陽熱、地中熱など)

※LED照明・空調は補助対象外。

※未使用品であること。

(2) 補助対象事業

事業所全体で下記ABCのいずれかの削減要件を満たす事業			補助上限額
Aエネルギー使用量	B温室効果ガス削減量	C最大需要電力	
5%以上※	5t-CO ₂ 以上	5%以上	90万円
1%以上	1t-CO ₂ 以上	1%以上	45万円

※区分Aエネルギー使用量5%以上の要件で申請する場合は、
区分B温室効果ガス削減量1t-CO₂以上も満たしていること。



(3) 補助金額

設備費の1/3で千円未満切り捨て(補助上限額以内) ※工事費等は補助対象外

○空気圧縮機・省エネアドバイザー派遣事業(無料)の対象となる方

モータ出力7.5kW以上のスクリーコンプレッサ等を使用している市内事業所

診断内容

電流・圧力を1週間測定し、コンプレッサの負荷率等を計測。得られたデータに基づきコンプレッサメーカーの専門家がアドバイスをを行う。また、希望に応じて吐出圧力の調整などのチューニングを実施。

※測定中も通常通り稼働していただいて構いません。



ご利用方法(共通)

下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先
堺市役所 環境エネルギー課 TEL: 072-228-7548 FAX: 072-228-7063

女性雇用促進等職場環境整備 支援事業補助金

女性の職域拡大や働きやすい職場づくりを推進するために、職場における労働環境の改善に取り組む市内中小企業等に対して整備費用の一部を補助します。

対象となる方

次の3点を満たす企業等（法人・個人事業主）

- ① 市内で1年以上事業を営み、常時雇用労働数が300人以下である
- ② 次のいずれかに該当するもの
 - ア. 補助金交付申請年度又は過去2年以内に、雇用推進課が実施する、女性活躍推進のための事業（セミナー等）に参加した、又は参加を予定している
 - イ. さかいJOBステーションが実施する、女性活躍推進のための事業（セミナー等）を活用した、又は活用を予定している
- ③ 補助金交付申請年度に、補助事業を実施する事業所において、女性の常時雇用労働者数を10%以上増やす採用を行った若しくは採用を予定している又は翌年度の4月1日採用を予定している

補助内容

（1）補助対象

専ら労働者の使用に供するための女性施設（トイレ、シャワールーム、更衣室、休憩室）の整備とする。ただし、新規事業所の開設に係る女性用施設の整備は対象外とする

（2）補助対象経費

- ①（1）に要する工事費（ただし、既存施設の取り壊しに係る費用は除く。）
- ②（1）に要する設計等に係る委託料（ただし、既存施設の取り壊しに係る費用は除く。）
- ③（1）に要する備品購入費

※補助対象経費の合計が5万円未満となる場合は、対象経費となりません

※消費税及び地方消費税は、補助対象経費に含めません

（3）補助限度額 50万円

（4）補助率 補助対象経費の2分の1以内

ご利用方法

先着順で申請を受け付けます（令和5年2月28日まで）。なお、予算額に達し次第、受付を終了いたします。

申請開始及び申請手続き等の詳細については、堺市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.sakai.lg.jp/sangyo/careerweb/kigyo/kankyosebi/shokuba-hojo.html>



お問い合わせ先

堺市 雇用推進課 TEL：072-228-7404 FAX：072-228-8816

さかいJOBステーション

企業人材マッチング支援プラザ

企業人材マッチング支援プラザでは、人材を採用、育成したいと考える堺市内企業の情報提供や魅力発信、企業と求職者との交流会イベントの開催、合同企業説明会・交流会等の開催、職場定着支援、採用から育成・定着に関するご相談など「市内中小企業の人材確保」を総合的にサポートします。

対象となる方

若年者（15歳～39歳）と女性（全年齢）の採用や育成に本気で取り組む（取り組みたいとお考えの）堺市内中小企業

支援内容

- ① オリジナル求人企業情報カードの作成（当施設内に掲示）
- ② 企業交流会「Good JOB!! in さかい」の開催
- ③ 合同企業説明会・交流会等の開催（優先案内及び情報提供）
- ④ さかいJOBステーションホームページへの掲載（企業情報の発信）
- ⑤ 職場定着に向けた情報提供、各種セミナーの開催（セミナー等の開催のご案内）
- ⑥ 人材の採用、育成等に関する企業相談

★さかいJOBステーション内に「堺ハローワークコーナー」を設置

- ① オリジナル求人企業情報カードを活用したPR！
求人企業情報カードを見た求職者は、ハローワークコーナーを通じて企業へ応募いたします。
- ② 求人情報の閲覧
求職者の方は、ハローワーク堺をはじめ、全国のハローワークが出している求人情報を閲覧することができます。

ご利用方法（ご登録・ご利用無料）

- （1）さかいJOBステーションへお問い合わせください
- （2）貴社の地域を担当する企業支援員（リクルーティングアドバイザー）が訪問いたします
- （3）「さかいサポーター企業」への登録お申込み
- （4）登録証発行
- （5）さかいサポーター企業への登録完了（随時サービスをご案内します）

お問い合わせ先

さかいJOBステーション 企業人材マッチング支援プラザ

TEL：072-238-4750 FAX：072-238-4770



障害者雇用貢献企業認定制度

市内中小企業における障害者雇用を促進し経営の安定を図るため、障害者雇用に積極的に取り組む企業を認定し、企業情報の発信や奨励金の交付などで支援します。

対象となる方

市内に本社のある従業員300人以下の法人または個人であって、次のいずれかに適合する企業等。ただし、常時雇用する労働者数が43.5人以上の法人等については、認定基準日（各年6月1日）において雇用する障害者数が法定雇用障害者数以上である必要があります。

- ① 障害者雇用促進貢献企業
認定基準日において、本市基準により算出した障害者雇用貢献率が4.6%以上の市内中小企業等
- ② 新規雇用創出企業
新事業展開、新規創業、子会社・協同組合の設立など、新たな取組みを通じて障害者を新たに2人以上雇用した市内中小企業等
- ③ 障害者就労支援機関連携企業
堺市障害者就業・生活支援センター、市内就労移行支援事業所、公益財団法人堺市就労支援協会などの利用者であった者を雇用し、雇用期間が2年を超える者が在籍する市内中小企業等
- ④ 精神障害者新規雇用企業
基準日前1年間に、国基準に該当する精神障害者を新たに雇用した市内中小企業等

支援内容

- 堺市ホームページ等広報媒体を活用した企業情報の発信
- 堺市の総合評価落札方式における加点
- 堺市の中小企業向け融資の金利優遇
- 障害者雇用管理に係る情報提供
- 奨励金の交付（10万円から30万円）※別に定める要件あり

ご利用方法

6月から7月末までの期間で認定申請書を受け付ける予定です。

申請手続き等の詳細については、堺市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.sakai.lg.jp/sangyo/careerweb/kigyo/syougaisyakoyoukoukenkigyo/koyokokennintei.html>



お問い合わせ先

堺市 雇用推進課 TEL：072-228-7404 FAX：072-228-8816

各種セミナー（人材育成事業）

中小企業の人材育成を支援します。

対象となる方

堺市内を中心とする中小企業者

支援内容

中小企業の次世代を担う人材育成として、経営に必要とされる諸知識を体系的に学ぶことができる連続講座や従業員の方のスキルアップを図る各種セミナーを必要に応じ開催し、人材育成の総合的な支援を行います。

令和4年度 開催予定セミナー	内 容
中小企業経営学舎 （旧ものづくり経営大学）	中小企業の若手・次世代経営者向けに、戦略立案から販促・営業手法～資金計画、組織など経営者として求められる知識を体系的に学びます
産業技術セミナー	新製品、新技術の開発等に対応できる人材を育成します。
知的財産セミナー	知的財産の活用により企業の経営力の向上を図ります。

※講座について積極的に Web を活用します。

※ニーズに対応したタイムリーなセミナーを開催します。

ご利用方法

堺市産業振興センターホームページで、閲覧や申込書のダウンロードができます。

URL <https://www.sakai-ipc.jp/>



お問い合わせ先

堺市産業振興センター 経営支援課 TEL：072-255-6700 FAX：072-255-1185
メール：keiei_shien@sakai-ipc.jp

SCK サービスセンター

(中小企業の福利厚生事業)

いい職場！いい制度！いい笑顔！ 福利厚生の頼れるパートナー-SCK をご利用ください
ベネフィット・ステーションの100万件を超えるサービスを「追加料金ナシ」でご提供しています

対象となる方

堺市内に事業所・店舗・工場がある従業員数300人以下または資本金3億円以下の事業所に働く勤労者（パート・非常勤・アルバイト・家族従業員を含む）と事業主の方

支援内容

○慶弔給付事業

結婚祝金、結婚記念（銀婚・金婚）祝金、出産祝金、入学（小・中学校）祝金、還暦祝金、入院見舞金、障害見舞金、死亡弔慰金、永年在会慰労金

○健康管理事業

- ・事業所対象…定期健康診断補助
- ・個人対象…人間ドック・定期健康診断補助、インフルエンザ予防接種補助
- ・スポーツクラブ法人会員割引

○余暇活動事業

- ・各種イベント・教室の開催…各種スポーツ大会、バスツアー、料理教室など
- ・チケットあっせん…スポーツ観戦チケット、観劇、コンサート、シェフグルメカードなど
- ・各種グルメ、映画、レジャー、スーパー銭湯などの割引サービス
- ・宿泊補助
- ・ゴルフ場利用補助

○その他

- ・職場レクリエーション補助
- ・自己啓発の支援、補助
- ・育児補助金、子育てサービス
- ・介護補助金、支援サービス
- ・財形貯蓄制度の事務代行
- ・中小企業退職金共済制度の加入あっせん業務
- ・無料法律相談
- ・会員証等の提示による提携施設・店舗での割引 など

ご利用方法（ご入会方法）

必要書類（入会申込書＜事業所用・会員用＞、口座振替依頼書）を提出していただきます。

10日までに提出の場合は当月から、11日以降に提出の場合は翌月からの利用開始となります。

入会金/500円 月会費/700円

※従業員を雇用しない事業主の方や勤労者の方は個人でも入会できます。会費やサービス内容等の詳細はお問い合わせください。

※担当者が制度の詳細い内容などをご説明に伺いますので、お気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

堺市産業振興センター 勤労者福祉サービス課（SCK サービスセンター）

TEL：072-255-1515 FAX：072-255-5151

https://www.sck.or.jp E-mail：kousei@sck.or.jp

金融相談

堺商工会議所では日本政策金融公庫堺支店、堺市産業振興センター金融支援課、大阪府中小企業信用保証協会堺支店、堺市内の民間金融機関と連携し、事業資金や開業資金等についてご相談にお応えします。

支援内容

- (1) 事業資金に関するご相談
(日本政策金融公庫、大阪府・堺市の制度融資)

- (2) 開業資金に関するご相談
(日本政策金融公庫【中小企業経営力強化資金・新創業融資制度等】
大阪府【開業サポート資金地域支援ネットワーク型】、堺市の制度融資)
※大阪府【開業サポート資金地域支援ネットワーク型】取扱機関
池田泉州銀行、大阪信用金庫、紀陽銀行 等

- (3) 堺商工会議所会員対象の事業資金「がんばるさかい融資」
※提携金融機関：
尼崎信用金庫、池田泉州銀行、伊予銀行、大阪シティ銀行、大阪商工信用金庫、
大阪信用金庫、関西みらい銀行、紀陽銀行、京都銀行、
商工組合中央金庫、三十三銀行、徳島大正銀行、南都銀行、
のぞみ信用組合、三菱UFJ銀行、りそな銀行

お問い合わせ先

堺商工会議所

中小企業振興部経営支援課 TEL：072-258-5503 FAX：072-258-5580

マル経融資

(小規模事業者経営改善資金融資制度)

経営改善を図ろうとする小規模事業者の方々をバックアップするため、堺商工会議所の推薦により、無担保・無保証人・低金利（固定金利）で融資を受けられる日本政策金融公庫の融資制度です。

※推薦にあたっては、審査があります。

対象となる方

市内の小規模事業者で最近1年以上継続して事業を行い、堺商工会議所の経営指導を原則として6か月以上受けている方

従業員（法人役員・家族従業員・パートは除く）商業・サービス業5人以下

（但し、宿泊業、娯楽業は20人以下）

製造業・その他20人以下

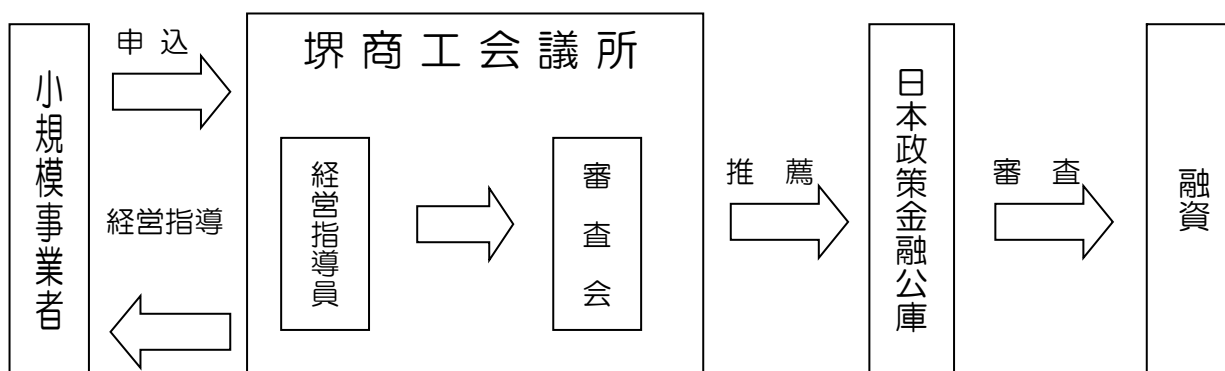
融資条件

日本政策金融公庫の融資対象業種である方の資金について、以下の条件で融資が受けられます。

- (1) 融資限度額 2,000万円
- (2) 返済期間 運転資金7年以内、設備資金10年以内
- (3) 担保・保証人 不要（保証協会の保証も不要）
- (4) 納税 確定申告を行い、法人税・所得税・事業税・住民税(府民税・市民税)について納期限の到来している税額を完納している方

※日本政策金融公庫の普通貸付及び特別貸付の既存融資のうち、元金残高500万円以下であって第三者保証人付でない、または担保付でない借入金に関して、マル経融資による借替が可能です。

融資のしくみ



お問い合わせ先

堺商工会議所

中小企業振興部経営支援課 TEL：072-258-5503 FAX：072-258-5580

金融支援事業

事業に必要な運転資金や設備資金の融資を利用できます。

対象となる方

市内で原則として同一場所で6か月以上事業を営んでいる中小企業者
原則として同一場所で6か月以上事業を営んでおり市外から市内で設備投資を行う中小企業者
市内で事業を始めようとする方、または原則として事業開始後6か月未満の中小企業者等
※融資制度により対象が異なります。

制度内容

(1) 制度の詳細

P47、P48の別表をご参照ください。

(2) 制度の特長

【保証付融資】

(公財)堺市産業振興センターや信用保証協会が保証を行う融資です。(堺市中小企業協同組合振興資金融資を除く)

【保証料負担制度】

通常より保証料を低利に設定している融資や保証料を堺市が負担する制度(保証料を支払う必要がない制度)もあります。

【固定金利で長期融資にも対応】

全ての融資が固定金利です。また、融資期間は最大10年の融資もあります。

ご利用方法

(1) お申し込み

- 申込書に所定の書類を添えてお申込みください。
- 郵送による申込みは受け付けていません。
- 手数料など一切必要ありません。

(2) 調査

- 面談・調査の日時等を連絡します。
- 事業の内容や資金の使いみちについてお伺いしますので、帳簿などの関係書類をそろえ調査にご協力ください。

(3) 融資

- 無担保の場合、金融機関から保証の決定をお知らせしますので、金融機関で融資の手続きを行ってください。なお、このとき信用保証料をお支払いいただきます。また有担保の場合、保証決定通知書を堺市産業振興センターまで取りに来ていただくこととなります。

お問い合わせ先

堺市産業振興センター 金融支援課 TEL: 072-255-8484 FAX: 072-255-5162

堺市中小企業融資制度一覧表

《大阪信用保証協会保証付き融資》（無担保で金融機関が行う融資に保証を行うタイプです。）

融資メニュー	融資対象者	資金使途
堺市中小企業振興資金融資 （無担保） ＜市町村連携型＞	堺市内において、原則として同一場所で6カ月以上引き続き事業を営んでいる小規模企業者で下記の全てに該当する方 ①決算及び確定申告を行っている方 ②具体的な事業計画を有している方 ③金融機関等による融資後のサポートを受けることが可能な方 ④融資を受けた後の保証協会の保証に係る借入金の残額が2,000万円以下の方	運転資金 設備資金
堺市中小企業設備投資応援資金融資 （無担保） ＜市町村連携型＞	大阪府内において事業を営んでいる中小企業者で、堺市内で設備投資を行う下記全てに該当する方 ①決算及び確定申告を行っている方 ②具体的な事業計画を有している方 ③金融機関等による融資後のサポートを受けることが可能な方 ④融資を受けた後の保証協会の保証に係る借入金の残額が8,000万円以下の方	設備資金 設備資金に付随する 運転資金

《堺市産業振興センター保証付き融資》（有担保で金融機関が行う融資に保証を行うタイプです。保証料負担なく）

融資メニュー	融資対象者	資金使途
堺市中小企業活力強化資金融資 （有担保）	(1) 堺市内又は堺市外において、原則として同一場所で6カ月以上引き続き事業を営んでいる中小企業者で、堺市内で設備投資を行う方	設備資金
	(2) (1)に加え、下記のいずれかに該当する方 ①中小企業庁のBOP基本・中級・上級コースのいずれかを策定し、これらに基づき、自然災害発生時に業務を継続するための設備投資を行う方 ②成長産業分野(環境エネルギー産業分野・健康医療産業分野・IoT/IT産業分野)やIoT/IT技術の導入、DX推進にかかる設備投資を行う方 ③堺市の地場産業を営む事業者(自転車又は自転車部分品の製造を行う事業者・刃物の製造を行う事業者・敷物の製造を行う事業者・線香の製造を行う事業者・昆布の加工を行う事業者・繊維の染色又はさらしを行う事業者)で当該製品の製造又は加工のための設備投資を行う方	
	(3) 堺市内の原則として同一場所で6カ月以上引き続き事業を営んでいる中小企業者で、下記のいずれかに該当する方 ①今年度及び前年度において、堺市企業成長促進補助金の認定を受けた方 ②今年度及び前年度において、堺市女性雇用促進等職場環境整備支援事業補助金の交付決定を受けた方 ③就職困難者の雇用促進及び労働環境の向上に積極的な方（堺市HPIに具体的な要件を掲載しています）	運転資金 設備資金
堺市創業者支援資金融資 （有担保）	(1) 堺市内において新たに事業を営むため必要な準備を行っている方、または事業開始後6カ月未満の方、もしくは、堺市の特定創業支援等事業による支援を受けた創業から2年未満の方	運転資金
	(2) 堺市内の泉北ニュータウン又は中百舌鳥エリア(堺市HPIに具体的な場所を掲載しています)で新たに事業を営むため必要な準備を行っている方、又は当該2地区のいずれかで事業開始後6カ月未満の方	設備資金
	(3) (1)に加え、下記に該当する方 成長産業分野(環境エネルギー産業分野・健康医療産業分野・IoT/IT産業分野)やIoT/IT技術の導入にかかる設備投資を行う方	設備資金
堺市経営安定特別資金融資 （有担保）	堺市内の原則として同一場所で6カ月以上引き続き事業を営んでいる中小企業者、又はさかい新事業創造センター(S-Cube)に入居している中小企業者で、下記のいずれかに該当する方 ①最近3カ月、6カ月、または12カ月の平均売上高が、前年または前々年同期より減少している方 ②最近3カ月、または直近決算期の平均売上総利益率、または平均営業利益率が、前年または前々年同期より減少している方 ③適正かつ健全に事業を営んでいるにもかかわらず、新たな資金調達に支障を来している方 ④適切な事業計画を有し、事業多角化、または事業転換を行う方	運転資金 設備資金
堺市中小企業振興資金融資 （有担保）	堺市内の原則として同一場所で6カ月以上引き続き事業を営んでいる中小企業者	運転資金 設備資金

《その他の融資》（組合向け融資。商工中金堺支店で受け付けています。）

融資メニュー	融資対象者	資金使途
堺市中小企業協同組合振興資金融資	中小企業等協同組合、商工組合その他商工中金の融資対象となる組合であって、堺市内に事務所、または事業所を有する中小企業者	運転資金 設備資金 転貸資金

☆貸付利率等は金融情勢により変動しますので、お申込み時にご確認ください。所定の(信用)保証料、不動産担保等が必要です。

(令和4年4月1日現在)

融資金額	貸付利率	融資期間	信用保証料	担保	連帯保証人	受付場所
2,000万円以内	年1.5%	7年以内	大阪信用保証協会所定	不要	原則として、 法人代表者以外は不要	堺市産業振興センター 又は 取扱金融機関 ※1
8,000万円以内	年1.2%以下の取扱金融機関所定 金利より▲0.1%	10年以内	大阪信用保証協会所定※2	不要	原則として、 法人代表者以外は不要	取扱金融機関 ※1

※1 一部金融機関ではお取り扱いがない場合もございます。
 ※2 DX・カーボンニュートラルに関する資金については割引対象になります。

利用できる融資もあります。）

融資金額	貸付利率	融資期間	保証料	担保	連帯保証人	受付場所
5,000万円以内	年1.4%	10年以内	原則、保証料の負担なし (堺市が負担します) 特別料率(別表)	必要 (不動産又は 有価証券)	原則として、 法人代表者以外は不要	堺市産業振興センター 又は 取扱金融機関 ※3
	年1.0%					
2,000万円以内 但し、総資金の4/5以内 (総資金の1/5以上の自己 資金が必要です)	年1.3%	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内	原則、保証料の負担なし (堺市が負担します) 特別料率(別表)			
	年1.0%					
5,000万円以内	年1.3% 但し、事業承継資金として利用 する場合、年1.0%	10年以内	事業承継資金として利用 する場合、原則保証料の 負担なし(堺市が負担し ます) 特別料率(別表)			
5,000万円以内	年1.5%	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内	基本料率(別表)			

※3 一部金融機関ではお取り扱いがない場合もございます。

融資金額	貸付利率	融資期間	保証料	担保	連帯保証人	受付場所
1組合 :5億円以内 1構成員:1億円以内	長期プライムレートより ▲0.6%	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内	———	商工中金所定による		商工中金 堺支店

保証料率

堺市産業振興センター	保証金額	500万円以下	1000万円以下	1000万円越
	基本料率	年0.75%	年0.95%	年1.15%
	特別料率	年0.5%		年0.7%

堺市産業振興センター

「イベントホール・セミナー室・会議室」貸会場のご案内

イベントホールをはじめ、コンベンションホール、大小会議室、セミナー室、小ホール等をお貸ししています。

利用期間

年末年始（12月29日から1月3日）を除く年中無休。

申込み手続き・支払い方法

【来館申込み】電話等で仮予約後、7日以内に受付窓口にて所定の申込用紙にご記入の上、使用料全額を添えてお申し込みください（お支払いは銀行振込も可）。

【FAX申込み】電話等で仮予約後、申込用紙（ホームページからダウンロード可）にご記入の上、一両日中にFAXでお送りください。確認後、請求書及び申込み手続き書類をお送りします。（詳細はセンターホームページをご参照ください。）

※イベントホールを初めてご利用の場合には来館手続きが必要です。

インターネットからの空き状況確認と仮予約

インターネットに接続したパソコンまたは携帯電話から、堺市施設予約システム（センターホームページにリンクあり）を通じて、施設の空き状況の検索や仮予約（一部制限あり）ができます。仮予約には、事前に窓口での利用者登録が必要です。

その他

- 広告、チラシ等の配布をされる場合は、必ず事前にご相談ください。
- 各会場からインターネットへ接続できる環境を整備しております。
- ホームページから各会場内部を360度パノラマビューでご覧いただけます。



イベントホール（展示会形式）



イベントホール（ホール形式）



会議室 2



セミナー室 2

(())内は展示会・パーティ料金。単位：円 / 消費税込み

種別	規模	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日		
		9時～12時	13時～17時	18時～21時	9時～17時	13時～21時	9時～21時		
イベントホール 〔平日〕	ホール	846席	37,300	50,600	50,600	87,900	138,500		
	展示場	1,047㎡	48,500	66,200	66,200	114,700	180,900		
イベントホール 〔土・日・祝〕	ホール	846席	44,800	60,800	60,800	105,600	166,400		
	展示場	1,047㎡	58,100	78,900	78,900	137,000	215,900		
5階	会議室	1 (スクール形式)	90席	12,600	17,400	17,400	30,000	47,400	
			168㎡	(15,140)	(21,020)	(21,020)	(36,160)	(57,180)	
		1-1 (スクール形式)	45席	6,300	8,700	8,700	15,000	17,400	23,700
			84㎡	(7,570)	(10,510)	(10,510)	(18,080)	(21,020)	(28,590)
		1-2 (スクール形式)	45席	6,300	8,700	8,700	15,000	17,400	23,700
			84㎡	(7,570)	(10,510)	(10,510)	(18,080)	(21,020)	(28,590)
		3 (会議形式)	36席	5,600	7,400	7,400	13,000	14,800	20,400
			74㎡	(6,720)	(8,920)	(8,920)	(15,640)	(17,840)	(24,560)
		4 (会議形式)	24席	4,800	6,400	6,400	11,200	12,800	17,600
			61㎡	(5,860)	(7,700)	(7,700)	(13,560)	(15,400)	(21,260)
	コンベンションホール (スクール形式)	70席	13,400	17,900	17,900	31,300	35,800	49,200	
		156㎡	(16,130)	(21,510)	(21,510)	(37,640)	(43,020)	(59,150)	
4階	(研修室) セミナー室	1 (スクール形式)	45席	5,800	7,800	7,800	13,600	15,600	21,400
			78㎡						
		2 (スクール形式)	63席	8,900	12,200	12,200	21,100	24,400	33,300
			110㎡						
		3 (スクール形式)	36席	4,400	6,100	6,100	10,500	12,200	16,600
	59㎡								
	4 (スクール形式)	108席	12,200	16,100	16,100	28,300	32,200	44,400	
		158㎡							
	5 (スクール形式)	90席	11,900	15,400	15,400	27,300	30,800	42,700	
		141㎡							
3階	ミーティングルーム (会議形式)	30席	4,400	6,000	6,000	10,400	12,000	16,400	
		58㎡	(5,370)	(7,210)	(7,210)	(12,580)	(14,420)	(19,790)	
	会議室 5 (会議形式)	30席	6,300	8,700	8,700	15,000	17,400	23,700	
		84㎡	(7,570)	(10,510)	(10,510)	(18,080)	(21,020)	(28,590)	
2階	小ホール (展示会仕様)	全面	158㎡	14,800	19,200	19,200	34,000	38,400	53,200
		半面(託児室)	79㎡	7,400	9,600	9,600	17,000	19,200	26,600

堺市産業振興センター 会場お申し込み・お問合せ先

TEL : 072-255-0111 FAX : 072-255-3570 URL : <https://www.sakai-ipc.jp/bizsupport/conferenceroom/index.html>

《堺の伝統産業》

～堺伝統産業会館～

2022年春にリニューアルオープンした、堺の伝統産業の展示・販売・体験施設。

フロア案内

1階 TAKUMI SHOP〔包丁・砥石〕〔伝統産業品・堺産品〕

一般ユーザーが使いやすい包丁からプロの料理人まで満足させる多種多様な包丁や注染、線香、昆布、敷物、和菓子などを販売。

2階 堺刃物ミュージアム CUT/TAKUMI EXHIBITION

堺で生み出される様々な用途の刃物とその成り立ちや、注染和晒、線香、昆布、敷物、堺五月鯉幟、和菓子など堺の伝統産業の歴史や製法などを展示。

営業時間：10:00-17:00

休館日：第3火曜日（祝日の場合は翌日）

年末年始（臨時に休業することがあります）

入場料：無料



堺伝統産業会館



～オンラインショップ～

堺伝統産業会館のオンラインショップでは、刃物、注染和晒、線香、昆布、敷物、和菓子等の堺の伝統産品を販売しています。ご贈答・ご進物にもぜひご利用ください。

また、海外向けネットショップ「sakaiknife.com」（海外発送専用サイト）では、伝統的な製法で作られた堺打刃物、使いやすいステンレス製の刃物を取扱っています。



オンラインショップ



sakaiknife.com



お問い合わせ
堺伝統産業会館

〒590-0941 堺市堺区材木町西 1-1-30 TEL 072-227-1001 FAX 072-227-5006

堺市

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

URL <https://www.city.sakai.lg.jp/>

産業振興局 産業戦略部（高層館7階）

産業企画課

TEL 072-228-7414 FAX 072-228-8816

E-mail sanki@city.sakai.lg.jp

イノベーション投資促進室

TEL 072-228-7629 FAX 072-228-8816

E-mail itosoku@city.sakai.lg.jp

地域産業課

TEL（振興係・高度化支援係）072-228-7534（商業支援係）072-228-8814

FAX 072-228-8816 E-mail chisan@city.sakai.lg.jp

雇用推進課

TEL 072-228-7404 FAX 072-228-8816

E-mail koyo@city.sakai.lg.jp

市長公室 政策企画部（本館4階）

計画推進担当

TEL 072-340-2179（さかいSDGs推進プラットフォーム専用ダイヤル）

FAX 072-222-9694 E-mail keikaku@city.sakai.lg.jp

環境局 カーボンニュートラル推進部（高層館5階）

環境エネルギー課

TEL 072-228-7548 FAX 072-228-7063

E-mail kanene@city.sakai.lg.jp

（公財）堺市産業振興センター

〒591-8025 堺市北区長曾根町183-5

TEL 072-255-3311(代) FAX 072-255-5200

URL <https://www.sakai-ipc.jp/>

E-mail info@sakai-ipc.jp

（株）さかい新事業創造センター（S-Cube）

〒591-8025 堺市北区長曾根町130-42

TEL 072-240-3775 FAX 072-240-3662

URL <https://www.s-cube.biz/>

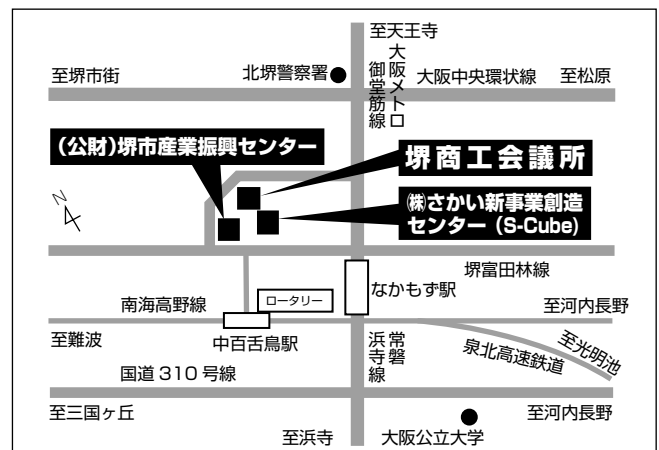
E-mail info@s-cube.biz

堺商工会議所

〒591-8502 堺市北区長曾根町130-23

TEL 072-258-5581 FAX 072-258-5580

URL <https://sakaicci.or.jp/>



障害者の雇用の場を広げるのはあなたです

近年障害者の勤労意欲が急速に高まる中、雇用状況は改善されつつありますが、まだ十分とはいえません。

障害者の企業就労の促進は、事業主・従業者をはじめ市民全員が障害者雇用に関する社会連帯の理念についての理解を深め、皆が協力しあって初めて進展するものです。

どうか一人でも多くの障害者に働く機会が広がりますよう、一層の努力をお願いします。

すべての人が対等にその個性と能力を十分に発揮できる環境整備を

性別や年齢にかかわらず、すべての人が心豊かな生活を送るためには、ライフスタイルや能力に応じた働き方を促進し、個々の能力を十分発揮できる環境整備を進めていくことが不可欠です。

「男女雇用機会均等法」や「労働基準法」、「育児・介護休業法」の趣旨を理解していただき、個性と能力を十分発揮できる環境整備に、一層の努力をお願いします。

豊かな技能・経験をあなたの職場に

高齢者が意欲と能力がある限り年齢にかかわらず働くことができる社会の実現のため、高齢者の豊富な技能・経験等をいかすように雇用管理の整備に努めていただきますようお願いいたします。

社会全体で子ども青少年を育む環境づくりにご協力ください

堺市子ども青少年の育成に関する条例では、おおむね18歳未満を「子ども青少年」と定義し、保護者、学校等、市民、事業者及び市が力を合わせ、社会全体で子ども青少年を育む環境づくりを推進していくことを示しています。

条例の趣旨を理解していただくとともに、事業者の責務として掲げている「育成阻害への配慮と安全で良好な環境づくり」、「学校教育活動や地域行事等への協力」及び「雇用環境の整備」に努めていただきますようお願いいたします。



(堺市行政資料番号：1-G3-22-0093)

